第九号様式　（平20内府令47・全改、平21内府令78・平22内府令40・平24内府令４・平24内府令64・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録書の内容】(2)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(3)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿＿＿

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提　出 年月日	募集(売出) 金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【縦覧に供する場所】(4)　　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【募集債券に関する基本事項】

１【発行主体】

２【募集要項】

⑴【債券の名称及び記名・無記名の別】

⑵【券面総額】

⑶【各債券の金額】

⑷【発行価格及びその総額】

⑸【利率】

⑹【償還期限】

⑺【申込期間】

⑻【申込証拠金】

⑼【払込期日】

⑽【申込取扱場所】

⑾【引受けの契約の内容】

⑿【債券の管理会社】

⒀【振替機関】

⒁【財務上の特約】

３【利息支払の方法】

４【償還の方法】

５【元利金支払場所】

６【担保又は保証に関する事項】

7【債券の管理会社の職務】
8【債権者集会に関する事項】
9【課税上の取扱い】
10【準拠法及び管轄裁判所】
11【公告の方法】
12【その他】
第2【売出債券に関する基本事項】
1【売出要項】
⑴【売出人】
⑵【売出債券の名称及び記名・無記名の別】
⑶【券面総額】
⑷【各債券の金額】
⑸【売出価格及びその総額】
⑹【利率】
⑺【償還期限】
⑻【売出期間】
⑼【受渡期日】
⑽【申込取扱場所】
⑾【売出しの委託契約の内容】
⑿【債券の管理会社】
⒀【振替機関】
⒁【財務上の特約】
2【利息支払の方法】
3【償還の方法】
4【元利金支払場所】
5【担保又は保証に関する事項】
6【債券の管理会社の職務】
7【債権者集会に関する事項】
8【課税上の取扱い】
9【準拠法及び管轄裁判所】
10【公告の方法】
11【その他】
第3【資金調達の目的及び手取金の使途】
第4【法律意見】
第5【その他の記載事項】⑸

第二部【参照情報】⑹

第１【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度又は事業年度（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日関東財務局長に提出

２【半期報告書】

当該半期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出

４【外国者報告書及びその補足書類】

会計年度又は事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

５【外国者半期報告書及びその補足書類】

当該半期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

６【外国者臨時報告書】

４の外国者報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（　　年　月　日）までに、外国者臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出

７【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】⑺

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

⑴　今回の募集（売出）金額

a　今回発行登録により募集又は売出しを行う債券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

b　aにより記載すべき額が外国通貨をもって表示される場合には、本邦通貨に換算した金額を併記するとともに、換算に当たって採用した基準を注記すること。

(2)　発行登録書の内容

a　「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b　「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録による債券の募集を行うときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(3)　これまでの募集（売出）実績

a　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d)　今回発行登録による債券の募集を行う場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(4)　縦覧に供する場所

金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(5)　その他の記載事項

投資者保護の観点から必要と認められる事項及び特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

(6)　参照情報

訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(7)　参照書類の補完情報

a　参照書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第14条の３第２項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b　参照書類に外国者報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。